

宇治都市計画公園（府立木津川運動公園）の都市計画変更に関する説明会 会議録

1. 日時 令和3年(2021年)10月2日(土) 10時00分～11時10分

2. 場所 城陽市消防本部庁舎 3階大会議室

3. 出席者

《府民・市民等》（11名）

《事務局》京都府（6名） 城陽市（5名）

4. 議事要旨

宇治都市計画公園（府立木津川運動公園）の都市計画変更案について、府民・市民等に対し説明を行った。



5. 質疑・回答

No.	質問	回答
1	アウトレット開業後の府道山城総合運動公園城陽線の渋滞を懸念している。木津川運動公園の北側の住宅地の住民は木津川運動公園北側区域の園路を車両が通過可能な仕様にして欲しいと希望されているが、実現の可能性はあるか。また、時間帯によって園路は閉鎖されるのか。	木津川運動公園利用者の安全性確保と園内の良好な環境保全の観点から、車両の無秩序な園内の通り抜けを抑制する予定である。なお、木津川運動公園北側区域駐車場の利用者に対しては、木津川運動公園北側区域の南北出入口のどちらからも出ていける手法を検討していく。

No.	質問	回答
2	雨水は宮ノ谷都市下水路に排水されるのか。また、最大毎秒何トン排水されるか。	木津川運動公園北側区域内に市管理河川の流域界があり、北部は築留川、南部は森山都市下水路に排水することとなる。なお、雨水流出量は公園計画の具体化に伴い決まっていくため、現時点ではお答えできない。
3	車両の無秩序な園内の通り抜けを抑制する手法とは、具体的にどのようなものか。	施設の配置計画や園路の構造は今後検討していく内容であり、現時点ではお答えできない。
4	資料P 7記載の「追加する区域」の現状は。保安林に指定されているのか。面積はどれくらいか。	保安林ではない。「追加する区域」の北側部分が竹林、南側部分が森林となっており、面積は2箇所約2.9haとなっている。
5	資料P 5記載の「調整池」周辺は向上機能（民間提案）エリアとなっているが、「調整池」の管理者は誰か。有事の責任は誰が負うのか。	「調整池」周辺については民間事業者による水辺の景観を活かしたバーベキューサイト等の利活用を想定しているが、「調整池」の最終的な管理者、責任者は施設管理者である京都府となる。
6	資料P 5記載の「イ 健康長寿・健康づくり機能」エリアにおいて確定している計画はあるか。	沿道利用としてサイクリングステーションやランニングステーション等を想定しているが、具体的な計画は決まっていない。
7	木津川運動公園北側区域への車両のアクセスは府道山城総合運動公園城陽線と東部丘陵線からか。	木津川運動公園北側区域への車両のアクセスは府道山城総合運動公園城陽線及び東部丘陵線からを想定している。 なお、市道13号線の利用や東部丘陵線との交差点の位置などは、今後、設計を進める中で決めていく。また、歩行者については東部丘陵線を跨ぐ南北連絡橋からのアクセスも想定している。
8	木津川運動公園北側区域を通過する車両の抑制方法として、山城総合運動公園のように園内通過時に駐車料金を支払ってもらうような対応をとるのか。	木津川運動公園北側区域内の車両の通り抜け抑制方法は今後の検討課題である。
9	資料P 7記載の「追加する区域」は青少年野外活動総合センターによって分断される形となるが、今後、木津川運動公園として青少年野外活動総合センターと相互連携を図っていく予定はあるか。	青少年野外活動総合センターの理念である「青少年の健全な育成」は木津川運動公園北側区域の整備方針とも合致すると考えており、今後、木津川運動公園として青少年野外活動総合センターと相互に連携を図っていきたいと考えている。

No.	質問	回答
10	ウエルカムブリッジ（南北連絡橋）は当初決定の位置から西に移動するとのことだが、橋の幅はどうなるのか。「木津川運動公園（北側区域）の計画見直しに係る懇話会」において、幅について言及されていたのでは。	当初決定した南北連絡橋の幅や位置はサッカースタジアムの配置や利用を想定したものであったが、新名神高速道路による制約や木津川運動公園全体の効果的な利用を鑑み、南北連絡橋の位置を変更した。なお、「木津川運動公園（北側区域）の計画見直しに係る懇話会」において言及があったのは南北連絡橋の長さであり、幅については今後決定していく。
11	木津川運動公園北側区域の整備スケジュールや民間提案事業者の公募スケジュールはどうなっているのか。 また、「カ 先行整備エリアを補完する機能」部分も民間提案による整備を想定しているのか。	令和3年度は南北連絡橋及び木津川運動公園北側区域の造成に係る設計、測量・調査及び用地取得を行っており、令和4年度以降に工事に着手する予定である。木津川運動公園北側区域の供用時期は予算や民間事業者等と兼ね合いもあり明言できないが、新名神高速道路の開通やアウトレットモールの開業から大きく遅れることがないように整備を進めていきたい。なお、「カ 先行整備エリアを補完する機能」部分の将来構想エリアには私有地が含まれているため、まずは先行整備エリアの整備促進に注力していきたい。
12	木津川運動公園周辺道路の渋滞が懸念されているが、木津川運動公園北側区域内の園路を車両が通過可能な道路として整備しては。	木津川運動公園周辺道路の渋滞対策は道路側において実施すべきものである。木津川運動公園北側区域の園路を道路として整備することによって公園の利用が阻害される可能性があり、利用者の安全性確保や環境保全の観点、「公園」の趣旨とも異なるため困難である。
13	資料P5記載の「ア 子育て支援機能エリア」のイラストは何を示しているのか。また、図中のグレーの四角形は何か。	「ア 子育て支援機能エリア」のイラストは「府立木津川運動公園（北側区域）の基本計画」に定めた「大規模屋根付広場」をイメージしたものであるが、形状は未決定である。また、グレーの四角形は駐車場や建物等の利用が可能な場所を示している。
14	「ア 子育て支援機能エリア」の大規模屋根付広場は、幼児や小学生が使えるエリアということか。	年齢や障害の有無に関わらず利用でき、イベントなど多目的に使えるものを考えている。

No.	質問	回答
15	木津川運動公園周辺道路の渋滞対策については、道路整備や交差点改良等の方法で対応すべき。(意見)	木津川運動公園周辺道路の整備については、城陽市(道路管理者)の責任において実施していく。
16	資料P5記載の「エ 自然体験・学習機能」エリアは、全体が向上機能(民間提案)エリアの赤ハッチにしても良いと考えるが、一部となっているのはなぜか。	資料P5記載のイラストは土地利用の方向性を示す一つの例示であり、赤ハッチ部分だけを向上機能(民間提案)エリアとするわけではない。今後、民間事業者が利用を希望する範囲と、京都府が必要と位置付けた基本機能を上手く組み合わせた形になるように設計を進めていく。
17	資料P5記載のウェルカムブリッジ周辺も赤ハッチが無いが、この場所も民間提案を受け入れる場所か。	効果的かつ効率的な民間提案が行えるよう、赤ハッチが無い箇所も含め基本的に公園機能に合致するものについては民間提案を受け入れていく予定である。
18	「調整池」の周辺はフェンス等に囲まれてしまい、池の中に入れない印象がある。他市町における「調整池」の民間活用事例等はあるか。	木津川運動公園北側区域の「調整池」は、南側区域の「調整池」同様、フェンスのない浅い状態のものを想定している。また、民間提案の計画にもよるが、土地有効活用として地下式調整池にするという選択肢もある。なお、本日は他公園における「調整池」の利活用事例を持ち合わせていない。
19	城陽市(鴻ノ巣運動公園)にはロゴスランドがあるが、市施設や近隣施設に影響が出るような内容の計画が民間から提案されても認めていくのか。	市施設等と重複する施設内容の提案がなされる可能性もあるが、コロナ禍で公園の価値が見直され公園利用者は増えると考えており、選択肢が増えること等による相乗効果を期待したい。なお、城陽市ではアウトレットやロゴスランドとの相乗効果が期待できるここにしかない公園として、木津川運動公園北側区域の整備していただくよう、京都府に対し要望している。
20	木津川運動公園北側区域と鴻ノ巣運動公園は近接しているが、今後、道路等で接続する計画はあるか。	現時点で木津川運動公園北側区域と鴻ノ巣運動公園を繋ぐ予定はない。
21	資料P5記載の「北側区域先行整備エリアの導入機能ア、イ、ウ、エ、オ」について、現時点で具体的なことは決まっていないのか	現時点で具体的に決まっていることはない。

No.	質問	回答
2 2	資料P 7の木津川運動公園区域東側「緑の横線部分」は全て自衛隊の演習場か。アウトレットは自衛隊の演習場に隣接しているのか。	公園と隣接している部分はゴルフ場である。「緑の横線部分」は近郊緑地保全区域を示しており、自衛隊の演習場を示したものではない。
2 3	自衛隊の演習場と子ども・親子連れが楽しむアウトレットや公園との住み分けや共存をどのように考えているのか。	アウトレットは自衛隊の演習場が存在することを承知して進出を決定されている。
2 4	京都府や城陽市は市民の生活や今後の開発をもっと考えなくてはならない。アウトレットや木津川運動公園の開園時間帯は自衛隊の演習場で射撃訓練をしないような協定の締結等を視野に入れていただきたい。	意見として伺う。自衛隊の演習場の問題等は別の検討が必要となるが、ご意見について京都府と議論していきたい。
2 5	今後、演習場に来る自衛隊が増えて交通量が増えることも想定される。自衛隊の演習場を抜きにしてアウトレットや市民の憩いの場としての公園はあり得ないのでは。	自衛隊の演習場はもともとあるものであり、木津川運動公園については、公園として楽しんで頂けるものにしていきたい。